

令和5年

第1回市議会定例会 議案第44号

函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例  
の一部改正について

函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を  
改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例  
の一部を改正する条例

函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5  
年函館市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項および第5項中「第52条第6項の政令で定める昇降機  
の昇降路の部分または共同住宅もしくは老人ホーム等の共用の廊下もし  
しくは階段の用に供する」を「第52条第6項各号に掲げる建築物の」に  
改める。

第10条中「を総合的設計によって建築する」を「の総合的設計によ  
る建築等（法第86条第1項に規定する建築等をいう。）をする」に改  
める。

第11条第2項第1号中「含む。）」の後ろに「，法第52条第6項  
第3号に掲げる建築物の部分」を加え，同項第2号中「供する部分」の  
後ろに「，法第52条第6項第3号に掲げる建築物の部分」を加える。

附 則

この条例は，令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

建築基準法の一部改正に伴い、住宅等の機械室等で市長の認定を受けたものについて、その床面積を容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない等の措置を講じ、および一団地の建築物について、総合的設計により大規模の修繕等をする場合の取扱いに関する規定を整備するため